

「排出量取引の会計処理」、および「四半期GIC注記」に関する会計基準、公表議決される

ASBJ

去る6月19日、企業会計基準委員会第179回企業会計基準委員会を開催し、改正実務対応報告15号「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い」、および改正企業会計基準12号「四半期財務諸表に関する会計基準」の公表議決等を行った。

今回の本委員会での主な検討事項は次のとおり。

●「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い」

平成20年10月より排出量取引の国内統合市場の試行的実施のしくみの1つとして「試行排出量取引スキーム」が開始されている。これに伴い、当該スキームに必要と考えられる会計処理を明らかにするための改正を行った。

(1) 会計処理

事後清算により排出枠を取得する場合

- ・取得時には会計上の取引を認識しない。
- ・企業が複数年度にわたって当該スキームに参加する場合、売却の対価は仮受金その他の

未決算勘定として計上し、当該スキームに参加する複数年度を通算して目標達成が確実と見込まれた時点で利益に振り替える。または、目標未達で費用が発生する場合には、費用の減額にあてる。

事前交付により排出枠を取得する場合

- ・事前交付時には会計上の取引を認識しない。
- ・排出枠を第三者へ売却した場合の会計処理については、事後清算により排出枠を取得する場合と同様とする。

費用の計上

- ・試行排出量取引スキームにおいても、将来の自社使用を見る

会計

証券化および特別目的事業体に関する基準書を公表—FASB

去る6月12日、米国財務会計基準審議会(FASB)は、①SFAS 140号「金融資産の譲渡およびサービス業務ならびに負債

込んで排出クレジットを他者から購入する場合と、費用計上の考え方は同様である。

- ・費用計上は資産計上された排出枠や代替する排出クレジットもしくは国内クレジットを償却した時点で行う。

(2) 適用時期

公表日(6月23日)を含む事業年度から適用する。

●「四半期財務諸表に関する会計基準」

(1) 概要

継続企業の前提に疑義を生じさせるような事象や状況が存在し、当該事象を解消・改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるときに、四半期財務諸表へその旨の注記が必要となる。

(2) 適用時期

平成21年6月30日以後終了する四半期会計期間から適用する。

②FASB解釈指針46号(2003年12月改訂)「変動持分事業体の連結」(以下、FIN 46(R))を改訂するSFAS 167号「FASB解釈指針46号(R)の改訂」を公表した。両新基準書とも、従前の基準書の適用上の問題点を改善するほか、現在の金融危機の中でSECなどから提起された懸念等に対する対処を目的に公表された。

国際会計基準審議会(IASB)も認識の中止と連結に関する新基準書開発のプロジェクトを議題として取り上げており、2008年12月に公開草案「連結財務諸表」を、2009年3月に公開草案「認識の中止」を公表している。

今回のFASBによる新基準書は、IFRSには存在しない適格特別目的事業体(QSPE)の概念を削除し、認識中止の要件を満たす金融資産の一部譲渡を制限することにより、コンバージェンスの改善を図る短期的な対応によるもの。最終的には、両審議会で、統合化された認識の中止に関する基準書の発行を目指している。

なお、両基準書とも2009年11月16日以降に開始する最初の事業年度の期首から適用され、早期適用は禁止されている。

■SFAS 166号の改訂ポイント

- ・SFAS 166号はSFAS 140号を改訂し、QSPEの概念を削除している。改訂前のSFAS 140号においては、QSPEの定義を充足する証券化ビークルに譲渡された金融資産は、譲渡人によって通常は認識の中止とされている。

- ・SFAS 140号9項の売却処理要件に関連し、譲渡人およびその連結対象の事業体すべてが譲渡金融資産の支配を放棄していることを判断することを明確にし、この判断にあたっては譲渡に関連したすべての契約・合意などを検討することを要求している。

- ・前記のQSPEの概念の削除により、譲渡資産を自由に担保差入・交換できる譲受人の能力に関して、QSPEが譲受人である場合の規定も削除している。代わりに、譲渡人が資産担保ファインانسおよび証券化のみに従事するSPEである場合には、受益持分保有者についてその能力を検討するよう改訂されている。
- ・金融資産の一部譲渡を売却として処理するための特定の状況を定めるのに、参加持分(participating interest)という用語を定義している。譲渡部分が参加持分の定義を満たす場合のみ、一部譲渡の売却

処理が認められる。

・譲渡人の留保する受益持分（改訂前は譲渡資産の帳簿価額を時価比で配分）を含め、金融資産の譲渡を売却として処理した結果取得するすべての資産および負債を、当初認識時に公正価値で評価することを要求している。

・譲渡資産に対して譲渡人の継続的関与がある場合などについて、開示の拡充が行われている。

■SFAS 167号の改訂ポイント

・SFAS 166号によるQSPEの概念の削除に伴い、特定の状況を除いてQSPEを連結対象外とするFIN 46(R)の例外規定を削除している。改訂前のFIN 46(R)においては、QSPEの資産および負債は譲渡人および多くの投資家による連結から免除される。

・主たる受益者を決定するにあたっては、改訂前のFIN 46(R)においては、期待損失、期待残余利益または両者の過半を負担・享受する変動持分を有する企業が変動持分事業体（VIE）を連結することにな

っており、通常は定量的分析が必要とされたが、今回の改訂では、①VIEの重要な活動を指図する力、および②潜在的に重要である損失を負

担する義務または利益を享受する権利を有しているかを定性的に評価することが要求される。

・改訂前は特定の事象が生じたときに主たる受益者の見直しを求められたが、どの持分所有者が主たる受益者かを継続的に見直すことが求められる。問題債権の再編成（troubled debt restructuring: TDR）を見直し事象としない例外規定は削除された。

・VIEの見直しに関しても、VIEの重要な活動を指図する力の喪失についても見直し事象に加えられた。前記と同様に、TDRの例外規定は削除された。

・一定の条件に該当する場合には、連結VIEの資産および負債を、貸借対照表上において区分して表示することが求められる。

・開示の改訂に関しては、VIEに対する関与および連結分析をする際に使用した判断に焦点が当てられている。

百貨店の最悪状況続く

百貨店の不振は、最悪の状況が続いている。日本百貨店協会がこのほど発表した5月の全国百貨店売上高（既存店ベース）は前年同月比12.3%減の5,112億円と、4月に続いて前年実績を1割以上下回った。5月の売上高は単月ベースでは最悪の落ち込みとなり、これで15カ月連続で前年実績を割り込んだ。個人消費には底入れの兆しはまだみえず、各社の低価格路線はさらに拍車がかかりそう

だ。5月は中旬以降に新型インフルエンザの感染が拡大したことで、関西の店舗を中心に外出を控える消費者が増えたことが響いた。高額衣料の不振も続いた。地区別では新型インフルエンザの2次感染が確認された神戸で20.6%減となったほか、大阪が12.9%減、東京も14%減だった。初期に感染が広がった地域で下落幅が大きかった。

主な商品を見ると、主力の衣料品は気温の高い日が多かったため、ブラウスやシャツなど夏物商品の売行きが良かったが、高額品は依然として低迷。紳士服が16.9%減、婦人服は15%減とそれぞれ大幅減を余儀なくされた。比較的好調とされた化粧品も高価格帯が伸び悩んで7.7%減、食品も5.2%減と苦戦した。百貨店各社が相次いではじめた衣料品などの「下取りセール」も、一部の売上を押し上げたものの、他の売り場への波及効果をもたらすほどではなかったという。

6月も需要の大幅な回復は見込めず、売上減が続く見通しだ。賞与

を減らす企業が続出する中、各社は7月に一斉に開催するセールの前倒しや低価格品の拡充で売上確保に懸命になっている。百貨店協会では「日経平均が一時1万円を回復し、政府も事実上、景気底入れを宣言しており、買いものにプラスとなるのでは」と期待している。

今春の賃上げ額、5年ぶりの低下

日本経団連がまとめた今春の労使交渉結果の最終集計によると、大手企業の定期昇給とベースアップをあわせた賃上げ額は平均で5,758円だった。妥結額は前年分を51.3円下回り、5年ぶりに低下した。世界同時不況による輸出低迷で、自動車や化学などが振るわなかった。東証一部に上場する従業員500人以上の110社から有効回答を得た。

昨春秋以降、業績が落ち込んだため賃上げの多くは、ベアではなく定昇分とみられる。前年比の上昇率は1.81%にとどまり、5年ぶりに前年より低かった。妥結額

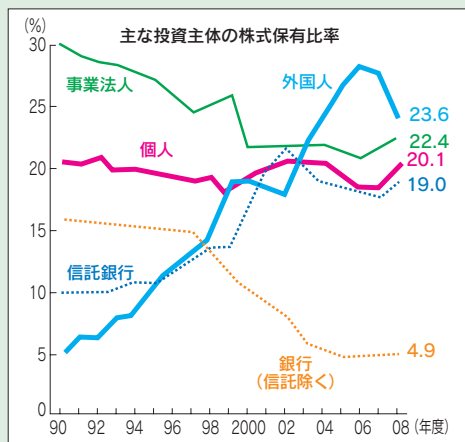
の内訳をみると製造業が5,693円、非製造業は6,139円だった。

個人株主が増加、4年ぶり20%台に上昇

東京証券取引所など全国5証券取引所（ジャスダックを除く）が発表した2008年度の株式分布状況調査によると、個人の株式保有比率（金額ベース）が4年ぶりに20%台に上昇した。昨春秋の世界的金融危機で、日経平均株価が26年ぶりの安値をつけ、底値圏とみた個人投資家が買いに動いたためだ。その一方、リスク資産の圧縮を迫られた外国人の比率は07年度比4ポイント減と過去最大の低下幅を記録した。08年度は外国人の売りを個人投資家が吸収した構図が鮮明となった。

個人の保有率は20.1%で、前年度比1.9ポイント上昇し、過去最大の上昇幅となった。保有する株式の時価総額（年度末時点）は約52兆円と信託銀行（約49兆円）を上回り、事業法人（約58兆円）や外国人（約61兆円）に迫った。個人

人は昨年10月に月間で1兆円近く買い越し、08年度は年間で18年ぶりにの買い越しとなった。投資信託の保有比率も個人マネーの流入で5.1%と4年連続で最高を更新した。個人株主数（延べ人数）は227万人増の4,223万人と初めて4,000万人を突破した。



改訂IFRS2号「グループの現金決済型の株式報酬取引」を公表—IASB

去る6月18日、国際会計基準審議会(IASB)は、IFRS2号「株式報酬」の改訂を公表した。本改訂は、子会社が従業員または従業員以外の者から財貨またはサービスを受け取る一方、親会社またはグループ内の他の企業が当該財貨またはサービスの提供者に対して支払義務があるような株式報酬契約の場合に、子会社がその財務諸表においていかに会計処理すべきかを明確にするために発行された。また、本改訂は、IFRIC8号「IFRS2号の範囲」およびIFRIC11号「IFRS2号—グループおよび自己株式取引」の解釈指針を組み入れており、この結果、IFRIC8号およびIFRIC11号は失効となる。

株式報酬取引において財貨またはサービスを受け取る企業は、その対価がグループ内のどの企業が決済するか、あるいは株式または現金のいずれで決済されるかにかかわらず、IFRS2号の範囲に含まれることを明確にしている。さらに、グ

ループという用語はIAS27号「連結および個別財務諸表」で用いられているのと同じの意味(親会社および子会社のみ)であることを明確にしている。財貨またはサービスを受け取る企業は、自己の株式で決済するかまたは決済の義務がないときに、株式決済型の株式報酬取引として財貨またはサービスを測定し、それ以外の場合には現金決済型の株式報酬取引として財貨またはサービスを測定する。株式報酬取引を決済する企業は(グループ内の他の企業が財貨またはサービスを受け取る)、自己の株式で決済する場合のみ株式決済型の株式報酬取引として当該取引の認識を行い、それ以外の場合は、現金決済型の株式報酬取引として認識する。

本改訂は、2010年1月1日以降開始年度から適用される。

公開草案「経営者の説明」を公表—IASB

去る6月23日、国際会計基準審議会(IASB)は、企業が記述による報告(「経営者の説明」(management commentary))を作成し、開示する場合の手助けとなるフレームワークの公開草案を公表した。公開草案へのコメント期限は、2010年3月1日。

「経営者の説明」は、一般的な用語でいえばMD&A (Management Discussion and Analysis)であり、企業の財政状態、経営成績、キャッシュ・

引として財貨またはサービスを測定し、それ以外の場合には現金決済型の株式報酬取引として財貨またはサービスを測定する。株式報酬取引を決済する企業は(グループ内の他の企業が財貨またはサービスを受け取る)、自己の株式で決済する場合のみ株式決済型の株式報酬取引として当該取引の認識を行い、それ以外の場合は、現金決済型の株式報酬取引として認識する。

本改訂は、2010年1月1日以降開始年度から適用される。

フローの状況が、経営上の目的やその達成のための戦略にいかに関連するかを概説するもの。多くの国でその開示が強制されているが、IASBによるガイダンスの提供が望まれていた。以下では、取り上げられている注意点と含めるべき情報を取り上げる。

注意点

① 「経営者の説明」は、財務諸表を補足するために、財務諸表に示された金額について追加の説明を行い、当該情報を

法人企業景気予測調査 (内閣府・財務省)

平成21年4～6月期調査

法人企業景気予測調査は、経済・財政政策運営の基礎資料を得ることを目的として、企業活動の現状と先行き見通しに対する経営者の判断を四半期ごとに調査している。なお、資本金1千万円以上の法人企業(電気・ガス・水道業及び金融業、保険業は資本金1億円以上)を対象としている。以下は、平成21年4～6月期調査結果の概要である。

対象企業数 14,964社
回答企業数 11,763社
回収率 78.6%

景況		貴社の景況判断BSI(「上昇」-「下降」社数構成比)			
		21年1～3月 前回調査	21年4～6月 現状判断	21年7～9月 見通し	21年10～12月 見通し
大企業	全産業	▲51.3	▲22.4	▲2.6	8.7
	製造業	▲66.0	▲13.2	4.8	17.3
	非製造業	▲42.6	▲27.8	▲6.8	3.8
中堅企業	全産業	▲51.3	▲37.0	▲15.1	▲2.0
	製造業	▲69.1	▲26.5	▲9.6	3.5
	非製造業	▲45.8	▲40.3	▲16.8	▲3.8
中小企業	全産業	▲52.9	▲49.6	▲30.9	▲16.8
	製造業	▲72.4	▲54.5	▲28.4	▲14.6
	非製造業	▲48.8	▲48.6	▲31.4	▲17.3
国内の景況判断BSI(「上昇」-「下降」社数構成比)		21年1～3月 前回調査	21年4～6月 現状判断	21年7～9月 見通し	21年10～12月 見通し
大企業	全産業	▲74.6	▲26.7	▲9.3	6.5
	製造業	▲78.8	▲14.2	▲0.8	14.2
	非製造業	▲72.2	▲33.9	▲14.1	2.0
中堅企業	全産業	▲76.4	▲46.5	▲22.0	▲1.6
	製造業	▲81.7	▲35.3	▲12.4	4.4
	非製造業	▲74.7	▲50.0	▲25.0	▲3.5
中小企業	全産業	▲74.7	▲61.5	▲36.3	▲19.1
	製造業	▲82.4	▲63.2	▲35.0	▲16.4
	非製造業	▲73.1	▲61.1	▲36.5	▲19.7

●貴社の景況
21年4～6月期の「貴社の景況判断」BSIを全産業で見ると、大企業、中堅企業、中小企業いずれも「下降」超となっている。
先行きを全産業で見ると、大企業は21年10～12月期に「上昇」超に転じる見通し、中堅企業、中小企業は「下降」超で推移する見通しとなっている。

●国内の景況
21年4～6月期の「国内の景況判断」BSIを全産業で見ると、大企業、中堅企業、中小企業いずれも「下降」超となっている。
先行きを全産業で見ると、大企業は21年10～12月期に「上昇」超に転じる見通し、中堅企業、中小企業は「下降」超で推移する見通しとなっている。

雇用
21年6月末時点の「従業員数判断」BSIを全産業で見ると、大企業、中堅企業、中小企業いずれも「過剰気味」超となっている。
先行きを全産業で見ると、大企業、中堅企業、中小企業いずれも「過剰気味」超で推移する見通しとなっている。

売上高
21年度は、9.6%の減収見通しとなっている(上期16.7%の減収見込み、下期1.9%の減収見通し)。
業種別にみると、製造業、非製造業ともに減収見通しとなっている。

経常利益
21年度は、12.1%の減益見通しとなっている(上期52.0%の減益見込み、下期81.3%の増益見通し)。
業種別にみると、製造業、非製造業ともに減益見通しとなっている。

設備投資
21年度は、19.5%の減少見通しとなっている(上期17.7%の減少見込み、下期21.1%の減少見通し)。
業種別にみると、製造業、非製造業ともに減少見通しとなっている。

(注)本調査において大企業とは資本金10億円以上の企業を、中堅企業とは資本金1億円以上10億円未満の企業を、中小企業とは資本金1千万円以上1億円未満の企業をいう。

形成する状況と事象を説明し、財務情報と非財務情報の双方を含めなければならない。

- ② 経営者は、流動性、資本の源泉、収益、経営成績に影響を与える傾向、不確実性またはその他の要素を知っている場合には、将来の見通しに関する情報(forward looking information)を含めなければならない。
 - ③ 「経営者の説明」は、含まれる情報の比較可能性、検証可能性、適時性、理解可能性を最大にするべき質的性格に依存している。
 - ④ 「経営者の説明」は、明確で、簡潔でなければならない。
 - ⑤ 「経営者の説明」は、関連する財務諸表と整合し、財務諸表の注記での開示と二重になることは避けるべきである。
- 含めるべき情報
- 「経営者の説明」には、次の理解のため基本となる情報を含む。
- ① 事業の内容
 - ② 経営の目的およびその目的のための戦略
 - ③ 企業の最も重要な源泉、リスク、関係
 - ④ 経営成績および将来
 - ⑤ 主要な成績測定基礎および経営者が企業の成績を評価するために使用する指標

会計

退職給付会計におけるアセット・シーリングについて検討される—ASBJ、退職給付専門委

去る6月24日、企業会計基準委員会は第54回退職給付専門委員会を開催した。今回議論されたのは、アセット・シーリングについて。論点整理では検討を見送る予定であったが、コメント募集で検討すべきとの声があったため、今回議題となった。

IAS 19号54項では退職給付に係る負債を、(退職給付債務ー年金資産)から未認識数理計算上の差異と未認識過去勤務債務を加減した額と規定している。その金額は、負の値(資産)になりうる。この会計上の積立超過の場合における資産計上の制限がアセット・シーリングである。IAS 19号58項では、その額を次のいずれかの低い金額で測定するように規定している。

- | |
|--|
| (a) 54項により算定した金額 |
| (b) 次の金額の合計額 |
| (i) 未認識の正味保険数理差損の累積額および過去勤務費用 |
| (ii) ①制度からの返還または②将来の制度への掛金を減額する形で利用可能な経済 |

的便益があればその現在価値。当該経済的便益の現在価値は78項で規定する割引率を使用して決定しなければならない。

この①、②について明確な定義がなく解釈の余地があったため、IFRIC 14号において、利用可能な場合や算定方法が明確化されていた。

しかし、今回の検討ではIAS 19号58項の規定やIFRIC

会計

「公正価値測定」論点整理はIASBのEDを踏まえて検討—ASBJ、金融商品専門委

去る6月24日、企業会計基準委員会は第54回金融商品専門委員会を開催し、「公正価値測定及びその開示に関する論点の整理」の検討を行った。

本論点整理は5月にIASBが公正価値測定に関する公開草案(ED)を公表したことを踏ま

14号の規定はわかりにくく、また日本の会計処理とあまり関係しないのではないかとといった意見が相次いだ。

また、IFRIC 14号については、同号22項にしたがって会計処理すると、最低積立要件が存在する場合に年金制度に対して前払いをしたとき、当該前払いが資産とされずに費用として処理されてしまうという予期せぬ不都合が生じていた。

そこでIASBは本年5月28日にIFRIC 14号の改訂公開草案を公表した(本誌6月20日号4頁情報フラッシュ「参照」)。今回これに対するコメントについて、事務局ではわが国にとってあまり問題にならないため特に行わないと提案している。

明記されることになった。

● 今回の主な検討は次のとおり。
SFA 157号およびIASB・EDで示される公正価値の評価技法

この点について、本論点整理においても、IASBのEDで示される評価技法の概要を記載することとした。

SFA 157号およびEDでは、公正価値の測定に際して、次のいずれかの評価技法を用いなければならないとされている。

- (1) マーケット・アプローチ
同一または類似する資産または負債に関する市場取引により生成される、価格その他の情報を用いる評価技法。
- (2) インカム・アプローチ
将来の金額(利益やキャッシュ・フロー)等を割引現在価値に変換する評価技法。
- (3) コスト・アプローチ
資産を再調達するために現在必要な金額(現在再調達原価)に基づく評価技法。

● 論点3…開示

開示についても今後の方向性について修正が行われ検討された。
・SFA 157号では財政状態計算書において公正価値で測定が行われるものについて、ヒエラルキー別の金額の開示を求めているが、開示対象の整

理が必要ではないか。

・レベル3の資産および負債の購入、売却、発行および決済額について、S F A S 157号では純額での開示が求められており、E Dでは総額の開示が求められているが、総額開示

法務

コーポレート・ガバナンスに関する報告書、公表相次ぐ

――経済産業省・金融庁

去る6月17日、経済産業省の企業統治研究会が報告書を公表し、同日金融庁の金融審議会における作業部会「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ」(以下、「国際化S G」とする)は上場会社のコーポレート・ガバナンスの強化に向けた報告を公表した。

両報告はどちらもコーポレート・ガバナンスに関するものだが、前者は社外役員の独立性や社外取締役の義務付けの是非に特化しているのに対し、後者はそれに加え市場における資金調達、投資者による議決権行使、上場会社等の企業統治に係る規律付けの手法などに係る問題を取り扱っているなど、市場ルールの観点から問題提起を行っている。

主要な論点は次のとおり。なお、企業統治研究会報告書は経

は実務負担が大きく、慎重に検討してはどうか。

・評価技法やインプットの開示など、定性的な開示については、実務負担が大きいため、開示方法を工夫してはどうか。

経済産業省ホームページ、国際化S Gの報告は金融庁ホームページから閲覧できる。

◆社外役員をめぐる論点 社外取締役強制の可否

企業統治研究会の報告書では、会社法上の社外取締役がなくとも、それぞれの企業独自の方法でガバナンスに力を入れている企業があることを指摘し、一律的に社外取締役設置を強制すべきではなく、次のいずれかのような対応を求めるべきだとしている。

- ① 社外取締役を設置し、企業統治体制を整備、実行することについて、開示する(社外取締役の役割、機能の開示等)。
- ② ①を選択しない場合、当該企業独自の方法で企業統治

体制を整備、実行することについて、開示する。

一方、国際化S Gの報告書でも、東証上場企業の55%が社外取締役を1人も選任していない現状は改善する余地があるとしても、ガバナンス体制の内容とその体制を選択する理由について十分な開示を求めるべき、としている。

社外取締役の独立性

現行の会社法では、社外取締役・監査役として、その会社や子会社の出身者等の選任は認められていないが、親会社や兄弟会社、大株主企業、主要取引先の出身者等を選任することは可能。この点において、独立した立場からの監督という趣旨は十分に満たされないのではないかという議論に対しては、監督機関に求められる実効性や専門性は独立性と両立しにくいことを両報告書ともに指摘しており、一律に「社外性要件を「独立性」要件に置き換えるべきではない」としている。

◆その他の主な論点

国際化S Gの報告書では、その他の論点として第三者割当増資、子会社上場、投資者による議決権行使等をめぐる問題点を挙げている(当該部分に関しては本誌7月1日号7頁、情報フ

金融

出口戦略を論じられない日銀の苦悩

世界的な金融緩和策や財政出動政策で、昨春秋以降の世界金融危機による市場の混乱とそれ起因する景気悪化を正常化させようとする政策当局の試みは、出口戦略が話題になるほど色合いの変わったものになってきた。

日本では、日銀が一部の審議委員の間で出口戦略の検討可能性を示唆する発言があったかと思うと、直近の政策委員会・金融政策決定会合の議事要旨からは、金融政策の方向性を示す際に日銀の景況感が「上方修正」として強調される面に警戒するべきといった発言もあり、現在欧米の政策当局から出ているような楽観論的な出口戦略はみられない。ただ、企業金融まで踏み込んだ各種臨時措置について、9月末以降の取扱いには金融市場・企業金融の動向をみた上で判断すべき、とした発言は、総

どちらかという規制強化の方向であり、現在アメリカの金融界で議論となっているF R Bの監督範囲の拡大などと軌を一にするものである。

実際に、今年3月に発表された同党の緊急対策でも、「金融危機対策は非伝統的金融政策の領域により深く踏み込まなくてはならない段階」であるという基本認識を明言している。この非伝統的金融政策として、「マインナス金利」、「その他資産購入」、「中銀再構築」などといった具体的な方策を掲げており、日銀にこれまで以上の政策の役割を負わせる構想を描いている。

したがって、総選挙後の政権の形が明確になるまでは日銀も事実上動けないのが実態で、出口戦略もあくまで机上の論議の領域を出ないと言わざるを得ない。むしろ民主党政権成立の可能性を高く見れば、出口どころか追加対策を強要される警戒感が強まっていると考えられ、独自の政策を打ち出しにくい状況が総選挙後の新政権成立まで継続しそうだ。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日 付	法 規 等	出 所	備 考	掲載号
2009年 6月16日	我が国における国際会計基準の取扱いについて(中間報告)	金融庁(企業会計審議会 企画調整部会)	わが国のIFRS適用にむけたスケジュール等を定めたもの。早期適用は2010年3月期から、強制適用は2015年もしくは2016年3月期からとされている。	2009年 7月1日号 ニュース記事
2009年 6月17日	「継続企業の前提」に関連する実務指針の改正(案)	日本公認会計士協会	企業会計審議会において、中間監査基準および四半期レビュー基準について継続企業の前提に関する見直しが行われ、これらの改訂を受け、関連実務指針の見直しを検討したもの。なお、意見募集は7月1日(水)まで。	—
2009年 6月17日	企業統治研究会報告書	経済産業省(企業統治研究会)	社会経済的に望ましい企業統治の在り方について、具体的には、社外役員の導入などコーポレート・ガバナンス向上に向けたルールの在り方全体について検討したもの。	2009年 7月10日号 ニュース記事
2009年 6月17日	我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ報告～上場会社等のコーポレート・ガバナンスの強化に向けて～	金融庁(金融審議会 金融分科会)	市場における資金調達やガバナンス機構、投資者による議決権行使等の問題を検討した報告書。	2009年 7月1日号・7月10日号 ニュース記事
2009年 6月23日	改正実務対応報告第15号 排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い	企業会計基準委員会	平成20年10月より排出量取引の国内統合市場の試行的実施のしくみの1つとして試行排出量取引スキームが開始されたことに伴い、当該スキームにおいて必要と考えられる会計処理を明らかにしたもの。	2009年 7月10日号 ニュース記事
2009年 6月24日	法律第58号 金融商品取引法等の一部を改正する法律		信用格付業者に対する規制の導入や金融分野における裁判外紛争解決制度(金融ADR制度)の創設等わが国金融・資本市場の信頼性や活力を強化するための改正。	—
2009年 6月24日	法律第59号 資金決済に関する法律		前払式支払手段の発行、銀行等以外の者が行う為替取引などについて、必要な措置を講じ、資金決済システムの安全性等の向上に資することを目的とした法律。	—

証券市場からの資金調達は活発

証券

株価の不振や売買の低調が続くと、投資家の証券市場離れが叫ばれ、株式や債券の発行による資金調達も下火となることが多い。その結果、証券市場の存在意義が問われたりする。昨年来、証券市場は不振と言わざるを得ない状態が続いている。ところが、現在、証券市場からの資金調達は意外に活発である。

まず、社債の発行が活発で、今年3月は月間の社債発行額が過去最高になった。2009年前半の社債発行額は6兆円を超え、98年以来11年振りのハイペースである。社債発行ではトヨタ、ソニー、ホンダ、パナソニックなど、わが国のトップ企業が顔を揃えていることが目立つ。

昨年秋季以降のあまりにも急速な景気後退により、トップ企業でさえ、巨額の赤字に転落、銀行融資も思うようには行かなくなったのである。銀行自身も自己資本の毀損により、融資能力が大きく損なわれた。そのため、トップ企業は資金調達を社債発行に求めた。幸い、そこには社債発行に比べられる資金が待機していた。

社債発行は個人向けと限定したものも活発である。金融、電力などが積極的に発行し、利回りによって個人を引きつけようとするものは劣後債となっている。

社債はもちろん誰でも発行できるわけではなく、一定レベル以上の格付が必要である。わが国では低格付社債(ジャンク債)は、市場に受け入れられないため、発行できないとされてきたが、ソフトバンクはボーダーラインの格付で、個人向け社債を発行し、当初予定の発行額に上乗せして発行するほど好評であるという。利回りは5%を上回っており、今後の成り行きが極めて注目されるケースである。

一方、株式の発行も大手銀行、メガバンクの大規模な自己資本増強が浮上しており、発行額合計はここ数年の市場全体1年分を軽く上回ってしまう規模になりそうだ。

メガバンク株については、発行規模が大きいため希薄化による株価下落、既存株主の損失が懸念されるほどだ。

いずれにせよ、ひと昔前に比べた限界市場としての証券市場、額面割当増資による資金調達を連想させなくてもいいが、証券市場の存在感を高める役割を果たしていることは確かであろう。

社債発行は個人向けと限定したものも活発である。金融、電力などが積極的に発行し、利回りによって個人を引きつけようとするものは劣後債となっている。